

第2章 地域の概要

第1節 市の特性

本市は、約35万人の人口を有する滋賀県の県都であり、滋賀県の行政や経済の中心としての機能が集積しています。

地理的には、わが国のほぼ中央部にある琵琶湖の南西部に位置し、地形的には西側の山と東側の湖にはさまれた南北に細長い地域となっています。

市域は、京阪神と東海地方・北陸地方を結ぶ交通の要衝にあり、古くから人と物資の交流によって栄えてきました。

また、本市は日本最大の湖である琵琶湖と関わりが深く、家庭や産業だけでなくあらゆる面で多くの恵みを受けています。

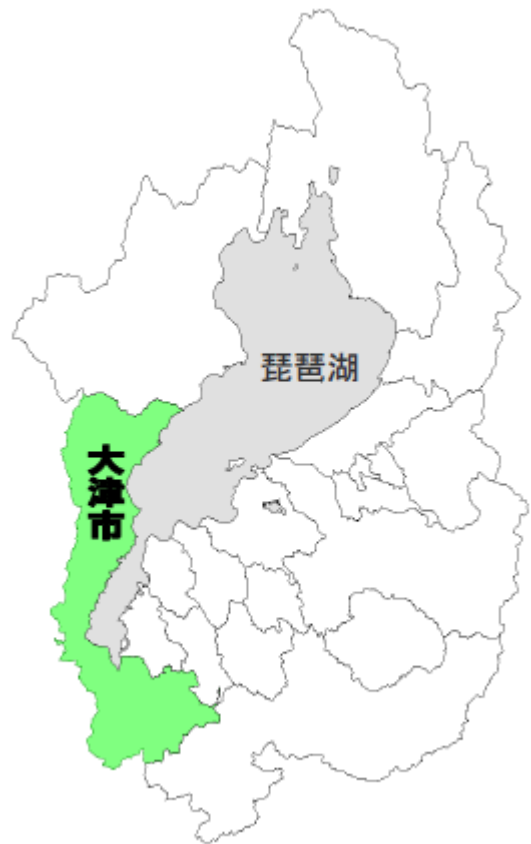


図 2-1-1 大津市の位置図



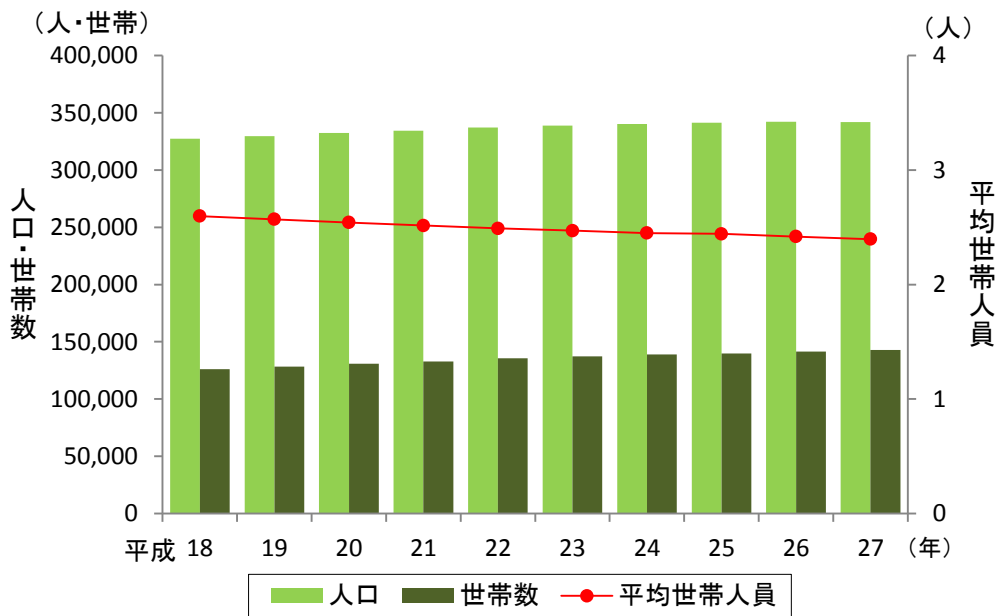
(市域の南側からの上空写真)

第2節 社会環境

1 人口・世帯数の状況

平成27年4月1日現在、本市の人口は342,031人、世帯数は142,740世帯、平均世帯人員（1世帯当たりの家族人数）は2.4人です。

本市は、滋賀県の県都として、人口・世帯数とも増加傾向で推移しています。近年では、人口よりも世帯数の増加率が高いため、平均世帯人員は減少傾向で推移しています。

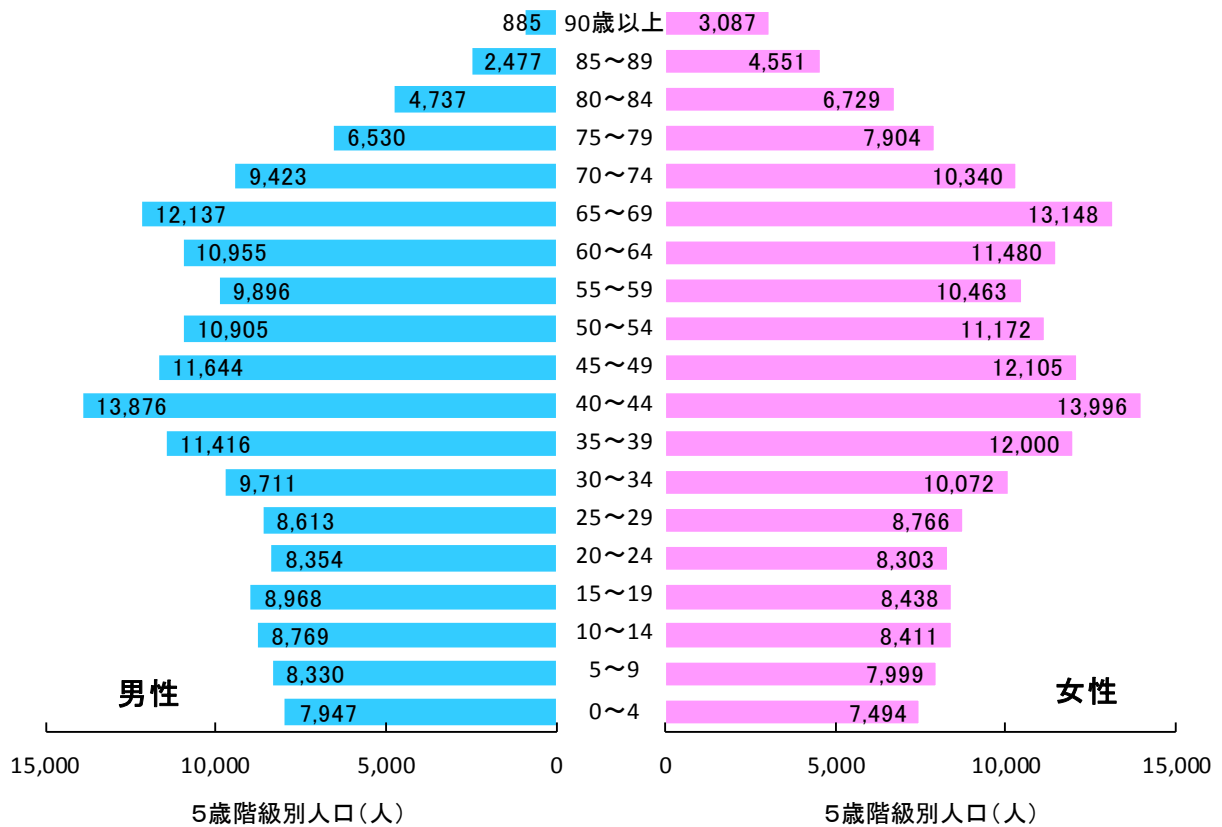


注1. 住民基本台帳人口（外国人登録人口を含みます）
 2. 平成18年度の志賀町との合併後の状況を示します。
 資料：市民部戸籍住民課資料

項目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
人口（人）	327,479	329,675	332,427	334,341	337,281	338,751	340,339	341,489	342,343	342,031
世帯数（世帯）	126,077	128,255	130,796	132,882	135,422	137,107	138,919	139,783	141,497	142,740
平均世帯人員（人）	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4

図2-2-1 人口と世帯数の推移

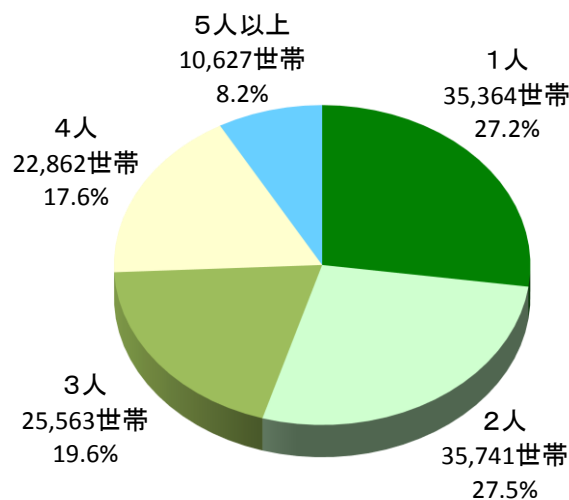
平成27年4月1日現在の5歳階級別人口をみると、将来における顕著な高齢者の増加と若年者の減少が予測されます。



資料：市民部戸籍住民課資料

図 2-2-2 5歳階級別人口（平成27年）

平成22年現在の一般世帯を世帯人員別にみると、1人世帯（単独世帯）と2人世帯が全体の過半数を占めています。



資料：国勢調査

図 2-2-3 世帯人員別の世帯数（平成22年国勢調査）

平成22年における高齢者のみの世帯の状況をみると、高齢単身者世帯は10,500世帯、高齢夫婦世帯は13,965世帯となっています。本市では、一般世帯数が増加傾向で推移していますが、高齢者のみの世帯はそれ以上に大きな増加傾向で推移していることが特徴です。

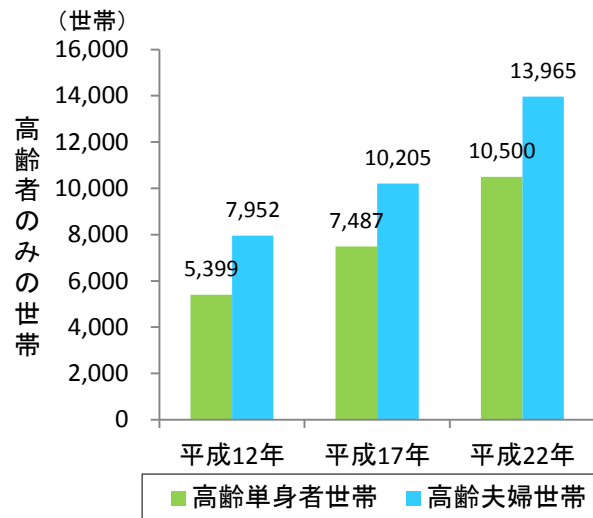
平成22年の1人世帯(単独世帯)は35,364世帯ですので、高齢単身者世帯が1人世帯(単独世帯)の約30%を占めています。また、2人世帯は35,741世帯ですので、高齢夫婦世帯が2人世帯の約40%を占めています。

表 2-2-1 一般世帯と高齢者のみの世帯の推移

項目	平成12年	平成17年	平成22年	増減率 (H22/H12)
一般世帯	107,330 世帯	118,124 世帯	130,157 世帯	21.3%
単独世帯	22,653 世帯	27,556 世帯	35,364 世帯	56.1%
高齢単身者世帯	5,399 世帯	7,487 世帯	10,500 世帯	94.5%
高齢夫婦世帯	7,952 世帯	10,205 世帯	13,965 世帯	75.6%

- 注1. 高齢単身者世帯：65歳以上の高齢者の1人暮らし世帯
 高齢夫婦世帯：夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯
 2. 平成12・17年は、現在の市域の状況を示します。

資料：国勢調査



資料：国勢調査

図 2-2-4 高齢者のみの世帯の推移

2

産業の状況

平成24年現在、市内にある事業所の総数は11,313事業所です。このうち従業者10人未満の事業所は8,913事業所であり、小規模な事業所が多くなっています。

事業所数は、卸売業、小売業が2,555事業所で最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業が1,404事業所、建設業が1,080事業所となっています。

従業者数は、卸売業、小売業が23,421人で最も多く、次いで製造業が16,718人、医療、福祉が15,753人となっています。

表2-2-2 業種別の事業所数、従業者数（平成24年）

業種	事業所数		従業者数	
	(事業所)	比率	(人)	比率
総数	11,313	100.0%	118,084	100.0%
農林漁業	26	0.2%	230	0.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.0%	14	0.0%
建設業	1,080	9.5%	6,301	5.3%
製造業	643	5.7%	16,718	14.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	9	0.1%	746	0.6%
情報通信業	148	1.3%	2,470	2.1%
運輸業、郵便業	176	1.6%	4,502	3.8%
卸売業、小売業	2,555	22.6%	23,421	19.8%
金融業、保険業	236	2.1%	4,099	3.5%
不動産業、物品賃貸業	887	7.8%	3,400	2.9%
学術研究、専門・技術サービス業	573	5.1%	4,009	3.4%
宿泊業、飲食サービス業	1,404	12.4%	13,235	11.2%
生活関連サービス業、娯楽業	1,039	9.2%	6,110	5.2%
教育、学習支援業	470	4.2%	5,997	5.1%
医療、福祉	902	8.0%	15,753	13.3%
複合サービス業	72	0.6%	695	0.6%
サービス業（他に分類されないもの）	1,090	9.6%	10,384	8.8%

資料：平成24年経済センサス活動調査

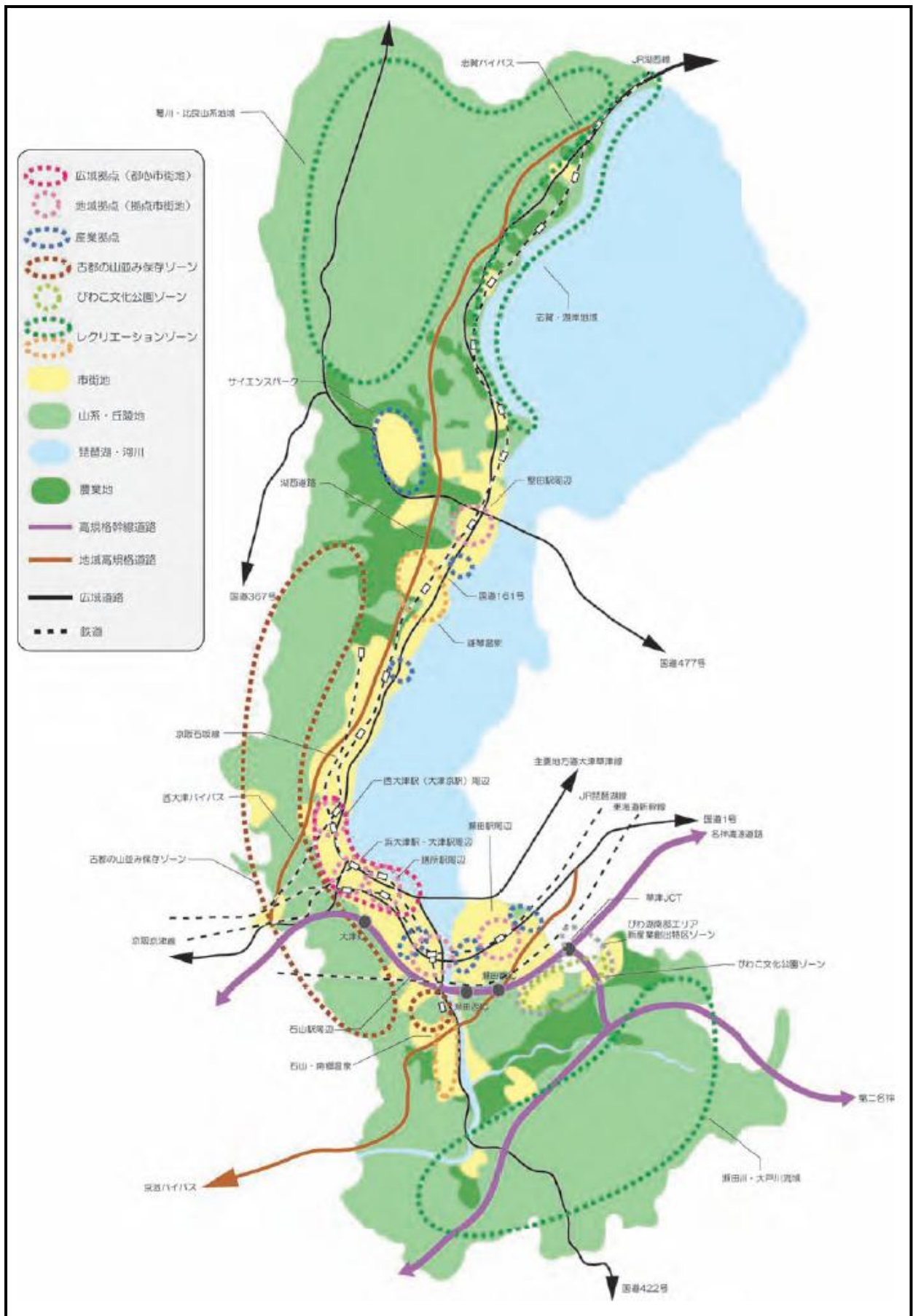
3

土地利用の状況

土地利用状況を見ると、森林が最も多く67.8%を占め、宅地（住宅用地・工業用地・その他の宅地）が9.4%、農用地が6.8%となっています。

都市計画区域は市域の70.9%で、このうち市街化区域は18.0%（市域の12.8%）です。市街化区域の中では住居系の用途地域が8割近くを占めていますが、その一方でまとまった農地も存在しています。また、中心市街地をはじめとした既成市街地では、古くからの建築物の集積により都市基盤の整備が立ち遅れています。このように、本市では、特に市街地部において土地の有効利用が図られていないことが問題となっています。

こうした状況を受けて、本市では、都市機能を高めるためにも、都市機能の分担に応じた拠点性の高い都心市街地、拠点市街地、駅周辺市街地が、都市骨格軸によって有機的に連携した都市構造をつくることを目指しています。また、多様な機能と価値をもった都市機能の維持・更新、新たな効果的集積を目指しています。



第3節 市の将来計画

1 大津市総合計画の概要

本市は、平成19年度から平成28年度までの10年間のまちづくりに係る基本方針を定めるため、「大津市総合計画基本構想」を策定し、これを具体的に行うための施策や重点事業を体系的にまとめた「実行計画」を策定しています。第3期実行計画は平成25年度から平成28年度までの4年間を計画期間としています。

総合計画の構造は、政策方針と重点事業との関連をシンプルにわかりやすくし、「選択と集中」による実効性を重視しています。この中で、まちづくりの基本理念を「人間性の尊重」「市民自治の確立」「環境の保全と創造」とし、将来都市像を「人を結び、時を結び、自然と結ばれる結の湖都 大津」と定めています。

将来都市像 **人を結び、時を結び、自然と結ばれる結の湖都 大津**



基本方針	基本政策
1. 次代を支える「ひとのつながり」を創る	1-1. 子どもの笑顔が輝くまちにします
	1-2. 安心、安全に暮らすことのできるまちにします
	1-3. 希望に満ちて、生き生きと暮らすことのできるまちにします
	1-4. 互いを認め、支え合うまちにします
2. 次代を担う「まちのにぎわい」を創る	2-1. 活力と魅力に満ちたまちにします
	2-2. 古都の風格と新しい感性がともに息づくまちにします
	2-3. 個性を発揮し、自分らしく活動できるまちにします
	2-4. 快適で利便性の高いまちにします
3. 次代へ引き継ぐ「自然のうるおい」を創る	3-1. 自然を守るまちにします
	3-2. 水と緑の癒しのあるまちにします
	3-3. 資源を大切にします
	3-4. 自然に学び、自然を楽しむまちにします

注. 3-3 がごみ処理に関わる施策です（次ページに具体的な内容を示します）。

【ごみ処理に関わる施策】

第3期実行計画に示されたごみ処理に関わる施策の内容を以下に示します。

基本施策 資源を大切にすまちにします

❖ 施策 ごみの減量と資源の有効利用を進めるまちづくり

消費者や企業の環境に対する意識の高まりなどから、大量生産・大量消費型の社会システムから循環型社会への転換を図る取組が進められています。

持続可能な社会を実現するためには、限りある資源を大切に、地球環境への負荷の軽減を図ることが大切であることから、市民・事業者と協力しながら、現在のライフスタイルを見直すことにより、廃棄物の排出を抑制し、資源を有効に利用すまちづくりを推進します。

項目	基準値	目標値
資源化率	15.6%/年 (平成19年度)	18.4%/年 (平成28年度)
市民1人当たりのごみ排出量 (資源ごみを除く)	887.1g/日 (平成19年度)	743.7g/日 (平成28年度)

地球環境への負荷を軽減する上で有効な方法のひとつは、ごみの排出量を減らすことです。

このため、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の理念である「心ある行動」を実践するため、ごみの発生・排出等それぞれの段階で行動計画を定めて、ごみの減量と再資源化を図ります。

❖ 施策 ごみを適切に処理すまちづくり

廃棄物の減量や再資源化について、様々な取組を進めていますが、それでも多くの廃棄物(ごみ)が排出されています。これらを適正に処理処分するため、廃棄物処理の責任を明確にし、廃棄物の適正処理の指導を進め、施設の老朽化に対応することにより、ごみを適切に処理すまちづくりを推進します。

項目	基準値	目標値
ごみ処理施設の排出基準適合率	100% (平成23年度)	100% (平成28年度)
1年以上継続する不法投棄事案の解決率	—	20% (平成28年度)

一般廃棄物と産業廃棄物の区分をより厳格にして処理責任を明確化し、適正処理を推進します。中間処理施設や最終処分場の整備については、適正な処理体制が確保できるよう計画的に推進します。

不法投棄等不適正処理事案に対しては、その防止や早期発見のための監視等や是正指導、措置等を実施していきます。

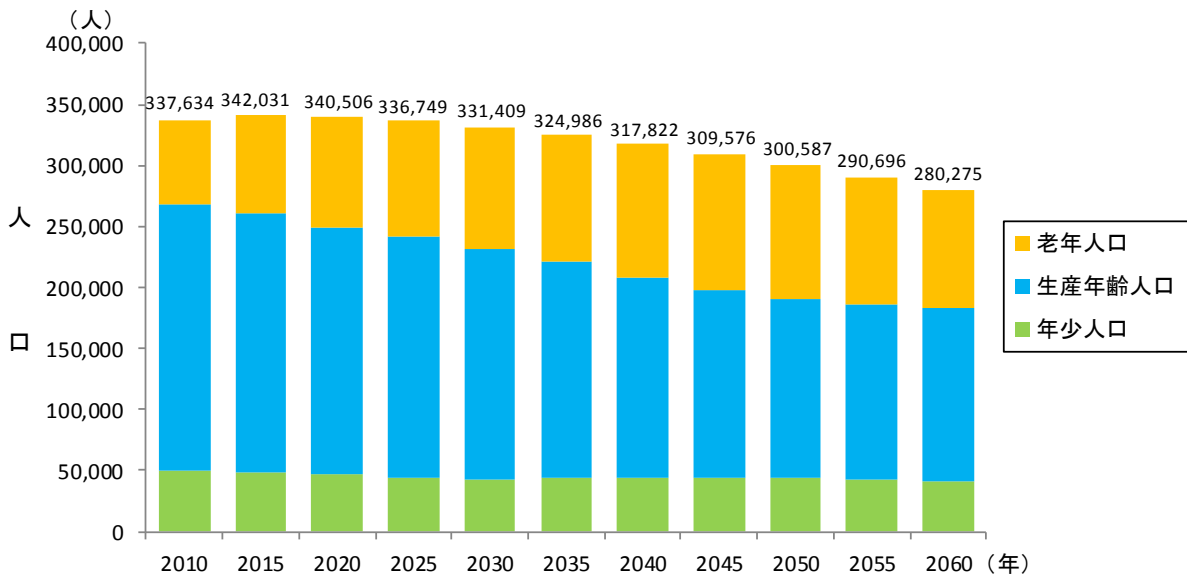
2

大津市の将来人口

大津市の平成 27 年 4 月 1 日現在の人口は 342,031 人でした。

大津市の人口は、これまで増加し続けてきましたが、近年、その伸び率は鈍くなってきています。本市が将来人口を推計した結果、2015 年（平成 27 年）をピークに減少に転じ、以後緩やかに減少すると予測されました。

年齢 3 区分別人口をみると、年少人口と生産年齢人口は今後緩やかに減少するとみられます。一方、老年人口は、今後急速に増加し、高齢化が急激に進むとみられます。



項目	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
総人口	337,634	342,031	340,506	336,749	331,409	324,986	317,822	309,576	300,587	290,696	280,275
年少人口	49,459	48,950	46,350	44,276	43,088	43,268	44,181	44,524	43,768	42,077	40,811
生産年齢人口	218,626	211,133	203,348	197,156	188,724	178,070	163,613	153,340	147,310	144,409	142,667
老年人口	69,549	81,948	90,808	95,318	99,597	103,649	110,029	111,712	109,509	104,210	96,798

大津市人口ビジョンより

図 2-3-1 大津市の総人口および年齢階層別人口の推移

《本市人口の将来展望》

目指すべき将来の方向を踏まえ、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口減少に対処するための施策に取り組み、大津市の人口の将来を次のとおり設定します。

- ・ 2015 年 4 月 1 日 34.2 万人
- ・ 2020 年 34.1 万人を確保
- ・ 2060 年 28.0 万人を確保

《人口の将来展望に対する基本姿勢》

1. 人口減少に歯止めをかけるまちづくりを推進します。
2. 人口減少に対応するまちづくりを推進します。